

## ○70歳未満

(単位:円)

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費 自己負担限度額	公費による 減額措置後の 自己負担額
年収約 1,160 万円～	252,600+ 医療費比例額	242,600
健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超		
年収約 770～約 1,160 万円	167,400+ 医療費比例額	157,400
健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円		
年収約 370～約 770 万円	80,100+ 医療費比例額	70,100
健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円		
～年収約 370 万円	57,600	37,600
健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下		
住民税非課税	35,400	15,400

※高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、15,400 円となる。

## ○70歳以上

(単位:円)

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費 自己負担限度額	公費による 減額措置後の 自己負担額
年収約 1,160 万円～	252,600+ 医療費比例額	242,600
健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上		
年収約 770～約 1,160 万円	167,400+ 医療費比例額	157,400
健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上		
年収約 370～約 770 万円	80,100+ 医療費比例額	70,100
健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上		
～年収約 370 万円	57,600	37,600
健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満		
住民税非課税	24,600	4,600
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000	0

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用する。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、4,600 円、0 円となる。

※2 75歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることに鑑み、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に 121,300 円、78,700 円、35,050 円、18,800 円、2,300 円、0 円となる。